



目 次		
告 示		ページ
土地収用法に基づく事業の認定	(用地管理課)	1
公 告		
土地改良区の役員の就退任	(耕 地 課)	1
土地改良区の清算人の退職	(")	1
高知県企業局管理規程		
高知県企業局電気事業保安規程の一部を改正する規程		1
高知県企業局風力発電設備保安規程の一部を改正する規程		3
高知県病院局告示		
告示(病院事業料金のうち知事が定める額)の一部改正		4
落札公告		
落札者等の公告	(教育委員会 事務局情報 教育推進課)	4

告 示

高知県告示第401号
土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定に基づき事業を認定したので、次のとおり告示する。
平成14年8月13日
高知県知事 橋本 大二郎

- 起業者の名称
南国市
- 事業の種類
片山多目的運動広場(仮称)整備事業
- 起業地
(1) 収用の部分
南国市片山字クレ田及び字熊野殿地内
(2) 使用の部分
なし
- 土地収用法第26条の2の規定による図面の縦覧場所
南国市役所生活環境課

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、室戸市中の川土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。
平成14年8月13日

高知県知事 橋本 大二郎			
役名	氏 名	住 所	
(退任)			
理事	仙頭統一郎	室戸市吉良川町乙1241 - 4	
"	若宮 穂積	" " 乙1489	
"	清藤富士雄	" " 乙1677	
"	清藤 守一	" " 乙1299 - 9	
"	楠本伊佐雄	" " 乙1655	
"	岩川 哲	" " 乙1573 - 1	
"	岩川飛弾夫	" " 乙1647	
"	島巻 賢二	" " 甲2301 - 4	
"	深尾 司	" " 乙1299 - 2	
"	大島 福幸	" " 乙1561 - 3	
"	川越 学	" " 乙1841 - 1	
監事	大島 耕作	" " 乙1576	
"	西岡 定	" " 乙1244	
"	西岡 義光	" " 乙1270	
(就任)			
理事	仙頭統一郎	室戸市吉良川町乙1241 - 4	
"	若宮 穂積	" " 乙1489	
"	清藤富士雄	" " 乙1677	
"	清藤 守一	" " 乙1299 - 9	
"	楠本伊佐雄	" " 乙1655	
"	岩川 哲	" " 乙1573 - 1	
"	岩川飛弾夫	" " 乙1647	
"	島巻 賢二	" " 甲2301 - 4	
"	深尾 司	" " 乙1299 - 2	
"	大島 福幸	" " 乙1561 - 3	
"	川越 学	" " 乙1841 - 1	
監事	大島 耕作	" " 乙1576	
"	西岡 定	" " 乙1244	
"	西岡 義光	" " 乙1270	

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、春野町西諸木土地改良区から次のとおり退職した清算人の届出があった。
平成14年8月13日

高知県知事 橋本 大二郎			
氏 名	住 所		
土居 勝幸	吾川郡春野町西諸木	113	
尾仲 俊壹	" " "	1026	
池 章雄	" " "	678 - 2	
辻 正雄	" " "	477	
徳平 繁夫	" " "	522	
山下 喜盛	" " "	483	
森 若葉	" " "	75	
元屋敷謙二	" " "	108 - 2	
野本 秋人	" " 甲殿	16	
土居 喜郎	" " "	381	
島田 研一	" " "	436	
土居 一博	" " "	388	

企業局管理規程

高知県企業局電気事業保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成14年8月13日

高知県企業局長 嵐 護

高知県企業局管理規程第8号
高知県企業局電気事業保安規程の一部を改正する規程
高知県企業局電気事業保安規程(昭和61年高知県企業局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

目次中「電気工作物の法定自主検査の実施及び記録の保存(第20条)」を「法定自主検査(第20条・第21条)」に改める。

第5条第2項の表中「電気班長」を「課長補佐若しくはこれに相当する職にある者」に改める。

第6条第1項に次の1号を加える。

(6) 法第50条の2第1項に規定する使用前自主検査、法第52条第1項に規定する溶接自主検査及び法第55条第1項に規定する定期自主検査(第7章において「法定自主検査」という。)において検査の指導及び監督を行うこと。

第7章を次のように改める。

第7章 法定自主検査
(法定自主検査に係る実施体制)

第20条 法定自主検査は、法及び電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号)で定めるところにより、主任技術者の指導及び監督の下、適切に実施するものとする。

2 局長は、法定自主検査が主任技術者の指導及び監督の下に実施されたことの確認並びに使用前自主検査については法第50条の2第2項の確認及び溶接自主検査については法第52条第2項の確認を行うものとする。
(法定自主検査の結果の記録)

第21条 法定自主検査に関する記録は、主任技術者が次の事項について記録するものとする。

- (1) 検査年月日
- (2) 検査の対象
- (3) 検査の方法
- (4) 検査の結果
- (5) 検査を実施した者の氏名
- (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
- (7) 検査の実施に係る組織
- (8) 検査の実施に係る工程管理
- (9) 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
- (10) 検査記録の管理に関する事項
- (11) 検査に係る教育訓練に関する事項

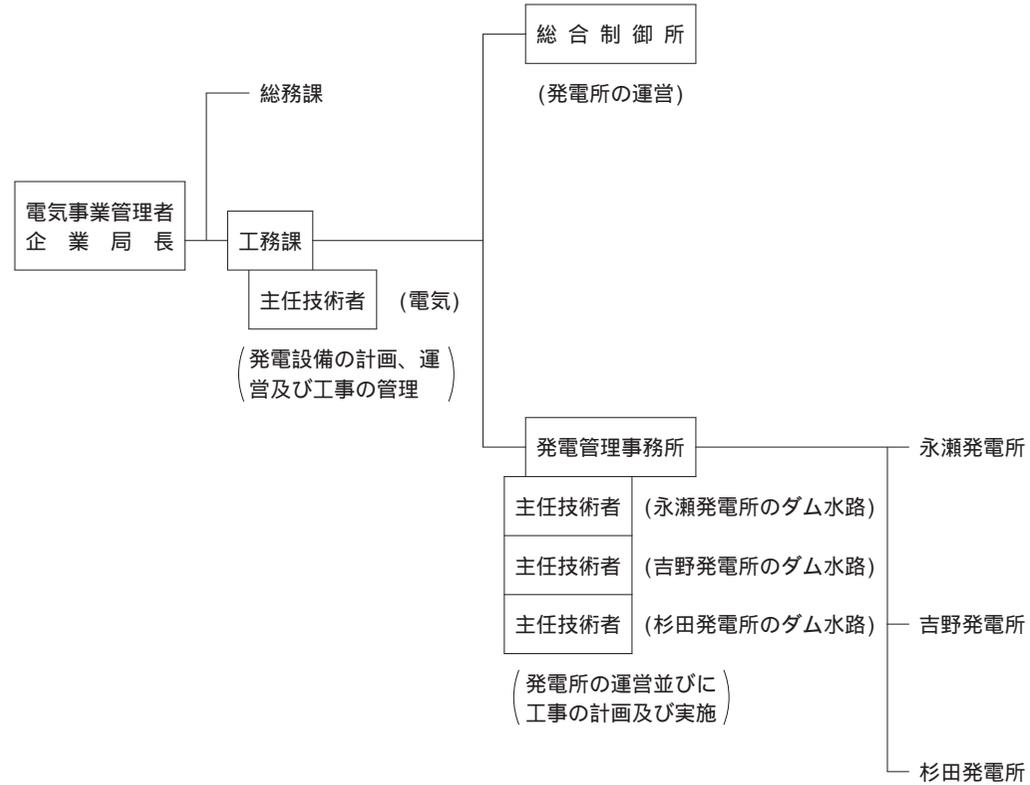
2 法定自主検査の結果の記録は、前項第 1 号から第 6 号までに掲げる事項については、5 年間（発電水力設備の使用前自主検査に係るものは当該設備の存続する期間）保存するものとし、同項第 7 号から第 11 号までに掲げる事項については、当該法定自主検査を行った後最初の法第 50 条の 2 第 7 項（法第 52 条第 5 項又は第 55 条第 4 項において準用する場合を含む。）の通知を受けるまでの期間保存するものとする。

別表第 1 中「局長職」を「局長」に、「基本的職務としては企業局」を「企業局」に、「課長職」を「工務課長」に、「各事業所」を「事業所」に、「基本的職務としては課所」を「課所」に、「所長職」を「所長」に改め、「基本的職務としては」を削る。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 4 条関係）

保安に関する組織及び業務分掌



注 印は、保安組織を示す。

別表第3の水力発電設備の項中

主要遮断器	外部点検	ガス遮断器 及び真空遮断器 その他の遮断器	1回 / 6年	並列用遮断器については、動作回数管理も行う。
	測定試験	ガス遮断器 及び真空遮断器 その他の遮断器	1回 / 3年	
			1回 / 3年	
内部点検	ガス遮断器 及び真空遮断器 その他の遮断器	1回 / 12年	(1) 並列用遮断器については、動作回数管理も行う。 (2) 動作回数の極めて少ない遮断器については、別に定める。	
		1回 / 6年		

を

主要遮断器	外部点検	ガス遮断器 及び真空遮断器	1回 / 6年	並列用遮断器については、動作回数管理も行う。
	測定試験	ガス遮断器 及び真空遮断器	1回 / 3年	
			1回 / 3年	
内部点検	ガス遮断器	1回 / 12年		

に改める。

附 則

この規程は、平成14年8月13日から施行する。

高知県企業局風力発電設備保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成14年8月13日

高知県企業局長 嵐 護

高知県企業局管理規程第9号

高知県企業局風力発電設備保安規程の一部を改正する規程

高知県企業局風力発電設備保安規程(平成7年高知県企業局管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

目次中「第6章 記録(第18条)」を

「第6章 記録(第18条)」に改める。

第7章 法定自主検査(第19条・第20条)」に改める。

第7条第1項に次の1号を加える。

(6) 法第50条の2第1項に規定する使用前自主検査(第7章において「法定自主検査」という。)において検査の指導及び監督を行うこと。

第6章の次に次の1章を加える。

第7章 法定自主検査

(法定自主検査に係る実施体制)

第19条 法定自主検査は、法及び電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号)で定めるところにより、主任技術者の指導及び監督の下、適切に実施するものとする。

2 局長は、法定自主検査が主任技術者の指導及び監督の下に実施されたことの確認及び法第50条の2第2項の確認を行うものとする。

(法定自主検査の結果の記録)

第20条 法定自主検査に関する記録は、主任技術者が次の事項について記録するものとする。

- (1) 検査年月日
- (2) 検査の対象
- (3) 検査の方法
- (4) 検査の結果
- (5) 検査を実施した者の氏名
- (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
- (7) 検査の実施に係る組織
- (8) 検査の実施に係る工程管理
- (9) 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項
- (10) 検査記録の管理に関する事項
- (11) 検査に係る教育訓練に関する事項

2 法定自主検査の結果の記録は、前項第1号から第6号までに掲げる事項については、5年間保存するものとし、同項第7号

から第11号までに掲げる事項については、当該法定自主検査を行った後最初の法第50条の2第7項の通知を受けるまでの期間保存するものとする。

附 則

この規程は、平成14年8月13日から施行する。

病 院 局 告 示

高知県病院局告示第5号

平成12年3月高知県病院局告示第2号(病院事業料金のうち知事が定める額)の一部を次のように改正する。

平成14年8月13日

高知県知事 橋本 大二郎

表中

16 入院患者電気器具使用料		
テレビ	1台1日につき	30円
扇風機	"	30円
冷蔵庫	"	140円
電気ポット	"	50円
その他	"	30円

を

16 薬事法(昭和35年法律第145号)第14条第1項(同法第23条において準用する場合を含む。)又は第19条の2第1項の規定による承認を受けた者が製造し、又は輸入した当該承認に係る医薬品(健康保険法(大正11年法律第70号)第43条第2項又は老人保健法(昭和57年法律第80号)第17条第2項の選定療養に該当するものに限る。)の投与に係る薬剤料		実費相当額
17 入院患者電気器具使用料		
テレビ	1台1日につき	30円
扇風機	"	30円
冷蔵庫	"	140円

電気ポット	"	50円
その他	"	30円

に改める。

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第11条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成14年8月13日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
マイクロソフトスクールアグリーメント
Desktop School Platform 4,988ライセンス
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県教育委員会事務局情報教育推進課 高知市丸ノ内一丁目7-52
- 3 落札者を決定した日
平成14年6月6日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社東芝四国支社 香川県高松市鍛冶屋町3
- 5 落札金額
80,645,485円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日
平成14年5月14日